第明三治二十五種郵便物認可
△
○
○

平成２２年（フ）第８５号
岡山県備前市吉永町吉永中93番地
債務者　柴田　正行
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６５号
岡山市北区北方２丁目４番９号　山崎アパート
債務者　河島　広美（旧姓金嶋）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６号
岡山県津山市大田782番地１
債務者　槇本　英司
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１５８号
静岡県袋井市浅羽1132番地の38
債務者　井口とみ子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1093番地３
債務者　吉田　秀実
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
長崎県佐世保市小佐々町楠泊1541番地10
祝ヶ浦団地Ａ－４
債務者　島内　忠文
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
長崎県佐世保市黒髪町4910番地３　山口アパート１Ｆ
債務者　柴山かおる
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
長崎県佐世保市藤原町２番36号　藤原ハイツ207号室、旧住所長崎県佐世保市椎木町162番地64
債務者　福浦　香利
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
長崎県佐世保市柚木元町2603番地９　メゾンドイデア101号
債務者　松尾　照生
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
長崎県佐世保市権常寺１丁目１番２号　サンガーデン権常寺202号室
債務者　合田さやか（旧姓立石）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
熊本県人吉市下田代町1310番地１
債務者　岩永　智之
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第１２号
熊本県人吉市下薩摩瀬町581番地１
債務者　松尾　広行
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第１９９号
愛知県豊田市岩滝町滝坂393番地３
債務者　安田　寿紀
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月24日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８８２号
静岡市清水区三光町２番10号　三光町団地704
債務者　立花　宏章
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０２５号
静岡市清水区清水町７番２号
債務者　伊藤　　武
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後２時10分
静岡地方裁判所民事第２部